

開栄保育園 登園許可書

くらす
なまえ

学校保健法による登校停止基準を元に、実際の乳幼児の集団生活に照らし合わせて登園確認書を作成しました。

保育園 登園許可書

	病 名	<input checked="" type="checkbox"/>	登園停止基準	備 考
第1種 治癒する まで	□エボラ出血熱 □マールブルグ病 □痘瘡 □クリミア・コンゴ熱 □南米出血熱 □パストロラッサ熱 □ジフテリア □重症急性呼吸器症候群（SARS）		治癒するまで。	ポリオの予防接種後お知らせを。 （便に排出）
	ポ リ オ（急性灰白髄炎）			
	新 型 イ ン フ ル エ ン ザ			
指定感染症	新型コロナウイルス		※	令和3年2月6日まで指定感染症
第2種 診断がついたら園 に連絡を	インフルエンザ（A・B）		解熱後3日間。	学校における停止日数+1日
	百 日 咳		特有の咳が消えるまで、または5日間の適正 な抗菌薬による治療終了まで。	伝染の恐れがなくなってから。
	麻 疹（は し か）		解熱後3日間。	
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）		腫れ症状が出た後5日経過し、耳下腺などの 腫れがひき全身状態が良好になるまで。	
	風 疹（三日はしか）		発疹が消えるまで。	
	水 痘（水ぼうそう）		発疹がすべてかさぶたになるまで。	
	咽頭結膜熱（アデノウイルス）		発熱・咽頭炎・結膜炎の症状が消えた後、2 日間。	
第3種 医師の 判断	結 核		症状により伝染の恐れがなくなるまで。	
	□コレラ □細菌性赤痢 □腸チフス □パラチフス		完治するまで。	
	流行性角結膜炎（アデノウイルス）		医師が伝染の恐れがないと認めるまで。	
	急性出血性結膜炎（アポ口病）		症状が治まるまで。	
第3種 その他 ケース による	腸管出血性大腸菌感染症O157・O26等		下痢をしている期間。	無症状者は登園可でもお知らせを。
	溶 連 菌 感 染 症		適切な抗生剤治療後24~48時間を経て 解熱し、全身状態良好となるまで。	
	異型肺炎（マイコプラズマ）		症状（発熱や咳）が改善し、医師の判断による。	
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢） ロタウイルス・ノロウイルス		下痢・嘔吐から回復し、 全身状態良好となるまで。	脱水の危険がないこと。
	ヘルパンギーナ		医師の判断による。	
	ウ イ ル ス 性 肝 炎		A型肝炎は、肝機能が正常化したら。	B・C型無症状者は、 園に連絡を。
	RSウイルス感染症		呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるま で	
	と び び（伝染性膿痂疹）		適切な治療を受けた後、医師の判断による。 患部をおおう。薬の服用。	園での生活に支障がないこと。 投薬・患部の手当等が不要なこと。 機嫌よく食事がとれ、 日常生活が送れるかどうか。
り ん ご 病（伝染性紅斑）		医師の判断による。体調がよければ可。		
手 足 口 病		医師の判断による。体調がよければ可。		
その他	（突発性発疹・やけど・骨折・ケガ等）		医師の判断による。	乳幼児の集団生活に 支障が無ければ可。

※園児が感染：登園停止 園児が濃厚接触者：14日間程度登園停止 園児が感染の疑い：一時登園停止
保護者が感染：14日間程度登園停止 保護者が濃厚接触者：病状により登園停止の可能性あり

令和 年 月 日	上記の者は、下記の疾病で療養中のところ現在軽快し、 他児への伝染の恐れがなく、集団生活の上でも支障がない と認めたので、 月 日ごろからの登園を許可します。
登園後の注意事項等	医療機関名 医師氏名 印

インフルエンザの登園基準（乳幼児）早見表

